

令和3年度第3回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 令和3年度第3回仁淀川町農業委員会定例総会を令和3年9月29日仁淀川町交流センター3階大会議室に召集する。

農業委員定数 14名 現委員 14名

農地利用最適化委員 7名 現委員 7名

2. 出席委員 12名

欠席委員 2名

農地利用最適化委員 3名

欠席委員 4名

(事務局) 4名

3. 議案

議案第5号…農地法第3条の規定による許可申請の審議について

その他

開会 午前9時30分

事務局(●●) 令和3年度第3回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の農業委員出席数は12名、在任委員は14名で過半数に達しており会は成立
会長 挨拶

本日の署名委員(10番 ●●委員 11番 ●●委員)を指名し、議案の審議に入る。

議案第5号

(農地法第3条の規定による許可申請の審議について)

(1) 権利取得者が町内

○受付第8号(所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積185 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

9月21日事務局の●●と譲渡人の●●さん、譲受人の●●さんと現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

(2) 権利取得者が町外

受付第3号・第4号は譲受人が同一の為、同時に採決を行う

○受付第3号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、高知市●●の●●さん、●●歳、●●兼農業

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 467 m²

●●字●● ●●番 366 m²

合計面積 733 m²、地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は贈与となっております。

○受付第4号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、高知市●●の●●さん、●●歳、●●兼農業

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 259 m²

●●字●● ●●番 238 m²

●●字●● ●●番 276 m²

●●字●● ●●番● 323 m²

合計面積 1,096 m²、地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は贈与となっております。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

9月15日事務局の●●と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第5号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、高岡郡日高村●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番●	面積 2795 m ²
●●字●● ●●番	4623 m ²
●●字●● ●●番●	507 m ²
●●字●● ●●番●	166 m ²
●●字●● ●●番●	2347 m ²
●●字●● ●●番	840 m ²
●●字●● ●●番	292 m ²
●●字●● ●●番●	37 m ²
●●字●● ●●番●	231 m ²
●●字●● ●●番	576 m ²
●●字●● ●●番●	171 m ²
●●字●● ●●番●	300 m ²
●●字●● ●●番	41 m ²
●●字●● ●●番	731 m ²

合計面積 13,657 m²、地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は贈与となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

9月22日事務局の●●と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
 2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
 3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
 4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
 5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。
- 以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

受付第6号・第7号は譲受人が同一の為、同時に採決を行う

○受付第6号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、高知市●●の●●さん、●●歳、●●兼農業

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 344 m²

●●字●● ●●番● 40 m²

合計面積 384 m²、地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は贈与となっております。

○受付第7号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、高知市●●の●●さん、●●歳、●●兼農業

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 237 m²

●●字●● ●●番 455 m²

●●字●● ●●番 71 m²

●●字●● ●●番 354 m²

●●字●● ●●番 186 m²

●●字●● ●●番 299 m²

合計面積 1,602 m²、地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は贈与となっております。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

9月22日事務局の●●と譲受人の●●さん、●●さんと譲受人の●●さんと現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

その他
なし

以上で令和3年度第3回農業委員会を閉会する。

閉会 午前10時00分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員 ●●

署名委員 ●●